

2004年度 中堅職員ステップアップ研修(1) 第4回 図書館の自由
図書館の資料提供－「社会の正当な関心事」をキーワードに

山家篤夫（東京都立日比谷図書館）

0 - 1 . 図書館の資料提供に関わる状況

図書館の資料提供（制限）が、マスコミ、行政、議会、法曹界の関心になる。

メディアの人権侵害、行き過ぎた商業主義、体制内化が、表現の自由への信頼・自信を弱めている。
プライバシー保護、人権擁護、青少年健全育成などを掲げた報道・出版への規制強化の進行に加え、
政治的領域で言論表現・報道統制が広がっている。

教育の行政化 - 行政の一員論 - の進行。

0 - 2 . 問題の所在

わが国で初めて蔵書の提供制限措置の違法性を争う裁判が行われた。一審、控訴審とも判決は公立図書館を地方自治法244条1項のいう「公の施設」とするのみで、設置者の広範な裁量権を認めて確定した。

「図書館の自由に関する宣言」は前文で、「図書館は、国民の基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする」と述べ、図書館の自由の根拠を日本国憲法が保障する基本的人権の規定に置いている。

憲法の表現の自由をはじめとする人権保障の枠組みに公立図書館を位置づける論理を提起していくこと、マスコミ、行政、議会、法曹界にわかる言葉で図書館の資料提供の社会的意義と、提供制限の社会的不利益を提示する必要が強まっている。

*問題事例の内容 - 東大和市立図書館の『新潮45』1998年3月号閲覧禁止措置に対する損害賠償請求裁判 -

(1)訴訟までの経緯

1998年2月、東大和市図書館は、堺市・幼稚園児殺害事件の被疑者少年の顔写真入りで実名を記載する『新潮45』1998年3月号の記事が少年法61条に違反するおそれがあると判断し、同号の閲覧を禁止した。東大和市に住む原告は、少年容疑者が当該記事によりプライバシー権を侵害されたとして新潮社に損害賠償を求めた裁判の控訴審判決が大きく報道されて、当該記事を読みたくなくなり、2000年4月、東大和市立図書館で本件図書の見学を求めたが、職員から閲覧を禁止されていると聞かされた。その後、図書館長に見学禁止解除を求めたが拒まれたため、閲覧禁止解除（閲覧禁止解除後は損害賠償に変更）を求めて提訴した。

(2)原告の主張と裁判所の判断

原告は、閲覧禁止は行政による事前抑制に当たり、憲法21条2項の検閲禁止に違反する、[図書館長の裁量の範囲] 図書館運営規則は、憲法21条の趣旨をふまれば、館長に全くの自由裁量を認められたものではない、と主張した。

1審、2審とも判決の論旨は、本件閲覧禁止は、憲法21条2項が禁止する検閲つまり事前抑制ではなく、憲法21条は行政への情報請求権を一般に保障するものではなく、図書館の管理運営に関しては地方自治法244条1項に基づく図書館運営規則によるのが相当であり、当該記事の不法性を争う民事訴訟が係争中であり、同条2項にいう「正当な理由」があった、というものである。

1 「知る自由」は「表現の自由」の「派生原理」として認知されている

「よど号ハイジャック記事抹消事件」最高裁大法廷判決1983.6.22

新聞紙、図書等の閲読の自由は、「憲法19条（思想・良心の自由の不可侵）や21条の趣旨、目的から派生原理として当然に導かれ、13条（幸福追求権尊重）の趣旨に沿う。」

2 「表現の自由」が果たす機能は何か

全ての個人の自己実現（幸福追求権）と、民主的社会（国民権ほかの基本的人権の保障）形成の基礎。

個人の自己実現 真理への到達：「真理と虚偽を公開の場で組み打ちさせよ」

政策決定への参加：政治的民主主義の保障 安定ある変化：論争の抑圧は、変化を妨げ頹廢や破局的行動を促進する。(T.I.アーン『表現の自由』1972東大出版会2p-)

3 「表現の自由」が経済的自由権に優越する法原理の確認：「二重の基準」

財産権を規制する立法と法執行には合憲性推定。

精神的自由権を規制する立法と法執行には違憲性推定。

米国「カロリン製造会社」事件最高裁判決(1938年)。日本には伊藤正己が1970年に紹介。

4 「知る自由」が権利として法的に熟してこなかった理由

* 表現の自由は、国家から規制されない自由権（～からの自由）から出発した。

* 表現の自由は、プレス・出版報道の自由として出発した。

例：米合衆国憲法修正1条 「連邦議会は、…言論又は出版の自由、平和的に集会し、苦情の救済を求めて政府に請願する人民の権利を縮減する法律を制定してはならない。」

・情報の受け手の自由は、送り手の自由を吟味・保障すればよい。

・公権力が、出版することを制限せず、読むことを制限することは稀。

受け手の側は、公権力規制が自分に対する権利・利益の侵害だと認識・主張する機会が生じにくい。

・訴訟当事者の適格性（訴えの利益）の審査が厳格。

公権力規制に対し当事者（送り手）が争わないからといって、受け手は知る権利の名において争えない。(奥平康弘『表現の自由とはなにか』1970中公新書 112-3p)

* 知る自由：スキャンダラスな情報でも、娯楽的情報でも、どんな情報でも、正当な理由なくして知ることを干渉されない自由権

* 知る権利：相手が拒否しても情報を入手する積極的権利(清水英夫『言論法研究2』99p)

5 知る自由が請求する権利とされていく条件の成熟

・報道の取材の自由は、受けとる無数の市民の知る権利を前提とするという主張の一般化（博多駅TVフィルム事件1968年、外務省秘密電文漏洩事件1972年・情報源の開示証言や押収の拒否）
コミュニケーションの自由（思想の自由なひろば）

・市民一人ひとりが、参政権をもつ自明性に加え、情報発信者であるという自明性が情報社会の進行で形成される。

6 図書館の蔵書の提供について、市民は請求権をもつか

1) 富山県立美術館の天皇肖像コラージュ事件一審判決1998.12.16 「知る権利は、法令による開示基準の設定と具体的開示請求権の根拠付けがあって初めて、裁判規範性を有する」。県美術館条例上の特別観覧制度は「県立美術館に収蔵されている作品についての知る権利を具体化する趣旨のもので…正当な理由（地方自治法 244条）なく不許可とするときは、憲法の保障する知る権利を不当に制限することになる」。

「較量をするに当たっては…経済的自由に対する制限における以上に厳格な基準の下でなされねばならない。」「生命、身体、又は財産が侵害され、公共安全が損なわれる、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されたといえない」。

コラージュの特別観覧拒否、図録の閲覧拒否を違法とし、損害賠償請求を認めた。

同 控訴審判決 2000.2.17 県美術館条例上の特別観覧制度は、表現の自由、知る権利を具体化する規定とみなすのは困難。管理運営上の障害があり、観覧拒否には正当な理由があった。(奥平「自由」と不連続関係の文化と「自由」と折り合いをつけることが求められる文化—最近の美術館運営問題を素材にして 上・中・下「法学セミナー」2000年7～9月号)

* この控訴審判決が、東大和市図書館事件判決に踏襲された。

2) クライマー事件 アメリカ第3巡回区連邦控訴審裁判所判決 1992.3.23

クライマー(41歳・ホームレス)が、「騒々しい行動や乱暴な行動、不必要な凝視...ほか他人の妨害になる行動」をする利用者を退館させることができるとする館則とその適用は連邦憲法修正1条違反で無効とモリスタウン公立図書館を提訴。

〔判決要旨〕

情報を受け取る権利は修正1条に基づいて成立する。

公立図書館を利用する権利は、情報を受け取る権利の中心的位置をしめる。

公立図書館の基本的性格は、集会や演説など表現の自由が最大限に保障される「伝統的パブリック・フォーラム」でなく、図書館資料の利用という文字コミュニケーションを目的とする意味の「制限的パブリック・フォーラム」である。

モリスタウンは館則で、そのような図書館を選択・設置・運営していることを表明している。

他の人の目的達成を妨げることを規制する規則に違憲性はない。

* ALA「図書館の権利宣言」の理念と実践を法的に認知し、公立図書館の存在意義を憲法の権利保障の枠組みに位置づけた画期的な判決とされている。

(川崎良孝『図書館の自由とは何か』1996.84頁)

7 憲法の権利保障の枠組みに位置づけるには

1) 権力による規制 - 社会の安寧、性的秩序、納税秩維持 - でなく、基本的人権に基づく表現の自由に「内在する」規制として提起されていること。(事例研究)

* プライバシーはいったん侵害されると、回復不能 差し止め、ということについて侵害が表現による場合、「損害回復の困難性という要件は特に重視される必要はなく、それよりも侵害行為の危険の緊急性、損害の重大性、当該表現内容に正当な公衆の関心事が含まれないこと、を中心に考察すべきであろう。」

(坂本昌成「プライバシー権と事前抑制」『ジュリスト』867号12頁)

* 松本氏提起の三要件の有効性。著作権法113条[権利侵害 - 侵害とみなす行為]への対応も「3要件」で対応できるか。

2) - 1 「公の施設」が保障する住民の権利は「反射的権利」「特権」に過ぎないか

* 奥平「図書館を利用する権利の法的位置づけ」『現代の図書館』41巻2号109-110頁

* 図書館の目的(作用)について、裁判での一定の前進 - 船橋西図書館蔵書廃棄問題裁判一審判決(03.9.9)より -

図書館法によれば、図書館は、図書等の資料をを収集、整理、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設(同法2条1項)であるが、現代社会における図書館は、いわゆる国民の知る権利の実効性を確保するための有力な施設の1つであると考えられるに至っている。すなわち、印刷技術の飛躍的進歩により大量の書籍等が発行される現代の出版事情の下では、個々の国民は、その個人の力

のみで書籍等を収集して閲読することは事実上不可能となっているのが実情であって、様々な図書館に所蔵されているものを利用して初めて幅広い種類の書籍等を閲読することが可能となっている。

- 2 「行政の一員」論（「石に泳ぐ魚」の取り扱いに関する法務見解）

* 公立図書館に関する法制は、地方行政に関する法制（組織法）と、社会教育に関する法制（作用法）の二つの系列によって支えられている。

前者・地方自治法の特別法としての図書館法 - 社会教育法 - （地方教育法） - 教育基本法 - 憲法（21条，26条）を、知る自由を保障する機関としての図書館の実践活動とともに押し出すことが重要ではないか。（参考：森耕一『図書館報を読む』1990.36-51p）

3) わが国では、パブリック・フォーラムの概念はむしろ国家による規制のために用いられる傾向がある。（松井茂記）

4) 「社会の正当な関心事」 - 公共の利害（public interest） - になるということ

松井茂記：公衆が知ってほしいと思い，そう思うことが正当である事項

竹田 稔：民主主義社会の構成員として通常関心を持つであろう事柄

（竹田「プライバシー侵害と民事責任」判例時報社.1998.233頁）

奥平「問題の記事（週刊文春3.25号）はもともと公共性の乏しいものだった．ところが裁判所が差し止めを認め，それが報じられると，市民は『そうした司法判断を招いた記事を読みたい』と思い，関心を呼ぶ結果になった．これは憲法上認められた『知る権利』が発生したといえ，記事は公共性を帯びる結果になったといえる．」（朝日04.4.1）

「この作品（石に泳ぐ魚）をめぐる情報は作品自身を含めて公共的なものになっていると僕は思います．まず，判決が出たということ自体によってです．そして次に・・・百以上の文献で甲論乙駁の議論があります．様々な情報がこれだけ飛び交っていて、これに様々な人々が新しく沢山の情報を付け加えているという情報環境になってきているからです．」（奥平・前掲論文）

1939年 A L A 「図書館の権利宣言」

第1条 公費で購入する図書その他の読書資料は，地域社会の人々にとっての価値と関心のために選ばれるべきである。

第2条 意見の相違がある問題についてのあらゆる側面は，住民の利用のために購入される図書及びその他の読書資料の中に，資料が入手できる限り公平かつ適切に入れられるべきである。

5) 表現は受け手によっていろいろに読まれる - それ自体が「悪」という表現はない - ということ

【その他のこと】

選書は排書か

内容審査・選書基準と手続きが導く公平性

図書館利用者の秘密保護

その性質・1995年，NDL50万人利用記録押収問題の取組・後藤昭ミナ-記録『現代』